

自筆証書遺言 ～法務省の資料で明確になった点：保管手続き～

その2

自筆証書の遺言書を法務局で保管してもらう場合の手続きについて、明確になった点などについて解説します。
遺言書の保管の申請を始めとする法務局（遺言書保管所）において行う全ての手続きについて、あらかじめ予約が必要です。遺言書保管所には、それぞれ管轄があります。予約する際は、その管轄を確認の上、法務局（遺言書保管所）を決めて、直接、その法務局（遺言書保管所）に対して予約します。

遺言書の保管の申請の場合は、遺言者の住所地、本籍地又は所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所に対して行うことが可能です。

予約は、以下のいずれかの方法で行います。

- ① 法務局手続案内予約サービスの専用HPにおける予約（24時間365日、いつでも利用可能）
【専用HP】 <https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>
- ② 法務局（遺言書保管所）への電話又は窓口における予約（平日8:30～17:15まで（土日祝日・年末年始を除く。））
＜予約についての注意事項＞
 - ① 予約は、手続をされるご本人が行ってください。
 - ② 予約を行うことができる期間は、当日から30日先までです。（当日の予約はできません。）
 - ③ 予約日の前々業務日の午前中まで予約することが可能です。例）7/13(月)の予約は、7/9(木)12:00まで予約可能。

保管の申請の流れ

1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

注意事項をよく確認しながら、遺言書を作成してください。

2 保管の申請をする遺言書保管所を決める



保管の申請ができる遺言書保管所

遺言者の住所地
遺言者の本籍地
遺言者が所有する不動産の所在地

のいずれかを管轄する遺言書保管所

ただし、既に他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その遺言書保管所になります。

3 申請書を作成する

申請書に必要な事項を記入してください。

申請書の様式は、法務省HP（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

4 保管の申請の予約をする

5 保管の申請をする

次の⑦から⑩までのものを持参して、予約した日時に遺言者本人が、遺言書保管所にお越しください。

- ⑦遺言書
ホッチキス止めはしないでください。封筒は不要です。
- ⑧申請書
あらかじめ記入して持参してください。
- ⑨添付書類
本籍の記載のある住民票の写し等（作成後3か月以内）
※遺言書が外国語により記載されているときは、日本語による翻訳文
- ⑩本人確認書類（有効期限内のものをいずれか1点）
マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書
- ⑪手数料
遺言書の保管の申請の手数料は、1通につき **3,900円**です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）。
※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。



6 保管証を受け取る

交付される保管証のイメージ画像 →

手続終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出をするときや、相続人等が遺言書情報証明書の交付の請求等をするときに、保管番号があると便利です。大切に保管してください。

遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けていることをご家族にお伝えになる場合には、保管証を利用されると便利です。



なお、自筆証書遺言の保管の申請に当たり、1件につき3,900円の手数料が必要です。

（文責：山本和義）